

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄っているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

### ○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出＋追加費用}} \\ &= \frac{(\text{積立比率の分子})}{(\text{積立比率の分母}) + \text{国庫・公経済負担} + \text{追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

## ○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率

$$= \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他（拠出金）の費用率}$$

## (2) 年金扶養比率 —高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下—

平成17年度末の年金扶養比率は、私学共済が5.02で最も高く、次いで厚生年金2.87、地共済1.95、国共済1.71の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると2.87である（図表2-4-1）。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

図表2-4-1 年金扶養比率 —平成17年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	33,022	1,082	3,069	448.1	69,878
老齢・退年相当	11,523	633	1,578	89.3	24,340
年金扶養比率	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあっては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるため、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主（国又は地方公共団体等）負担であって、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

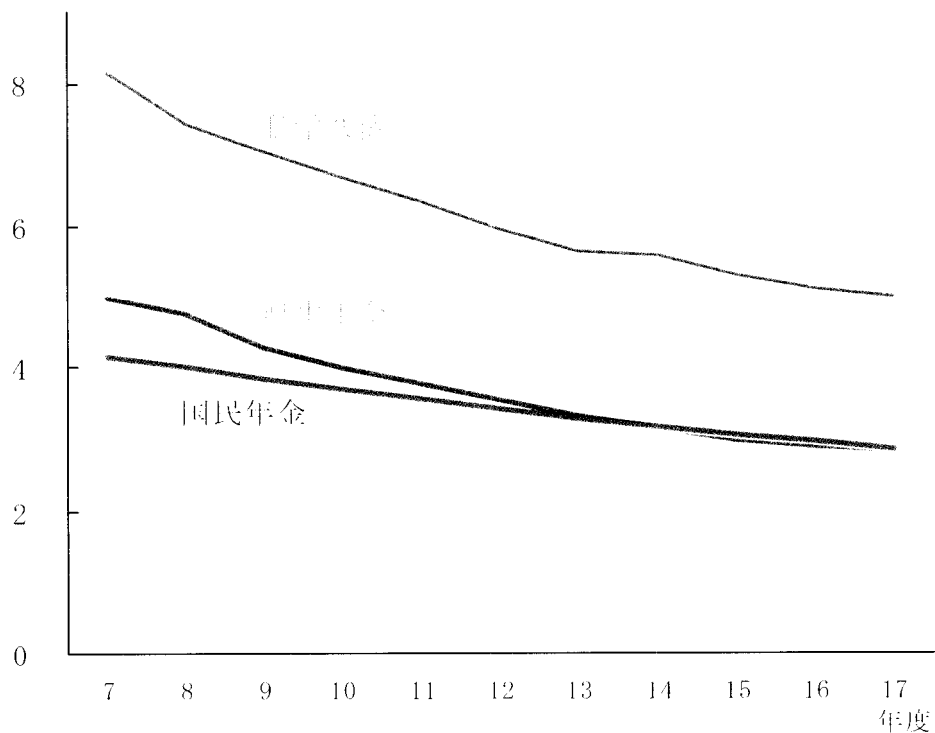
年金扶養比率の推移をみると（図表2-4-2、2-4-3）、各制度とも一貫して低下してきている。特に私学共済で低下幅が大きく、被保険者の適用拡大により被保険者数が大きく増加した平成14年度を除き、毎年度0.2ポイント以上低下する状況であったが、17年度は0.12ポイントの低下となり、これまでに比べ低下幅が小さかった。厚生年金も比較的低下幅が大きく、毎年度概ね0.2ポイント前後の低下という状況であったが、平成16年度以降は被保険者数が増加した影響で、0.1ポイント未満の低下に留まっている。一方、国共済や地共済では、毎年度0.1ポイント未満の低下となっており、低下幅が小さい。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
対前年度増減差 (ポイント)					
8	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.68	△ 0.15
9	△ 0.48	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	△ 0.07	△ 0.36	△ 0.14
11	△ 0.22	△ 0.01	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.08	△ 0.38	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.08	△ 0.33	△ 0.14
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.08	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.17	△ 0.05	△ 0.07	△ 0.26	△ 0.11
16	△ 0.09	△ 0.03	△ 0.09	△ 0.20	△ 0.09
17	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.12	△ 0.09

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を  
 老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 年金扶養比率の推移



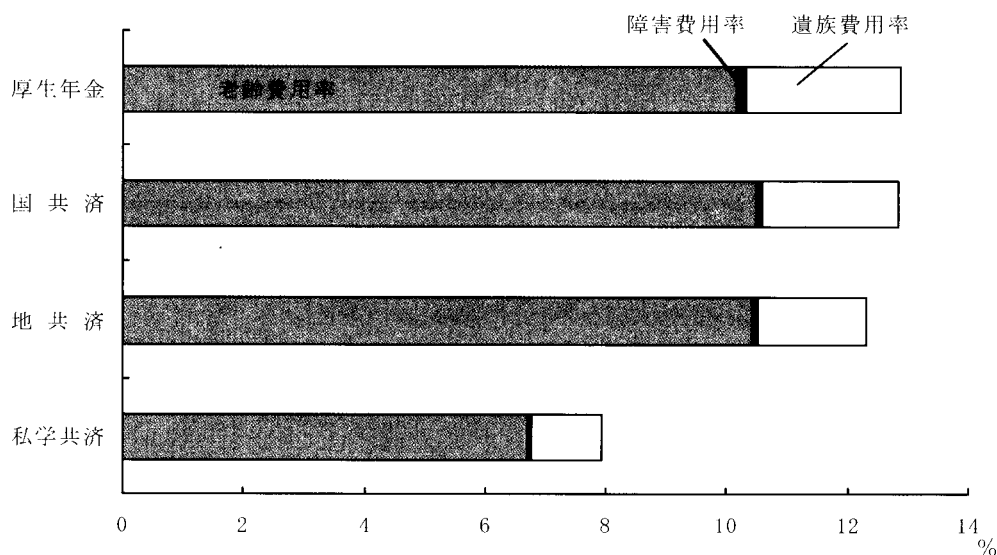
平成17年度の年金種別費用率をみると（図表2-4-4、2-4-5）、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ10.2%、0.2%、2.5%、国共済は10.5%、0.1%、2.2%、地共済は10.4%、0.1%、1.8%、私学共済は6.7%、0.1%、1.2%となっている。

図表2-4-4 年金種別費用率 -平成17年度-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	10.2	10.5	10.4	6.7
障害費用率	0.2	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	2.5	2.2	1.8	1.2
(参考：総合費用率)	17.8	16.7	16.2	11.8

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表2-4-5 年金種別費用率 -平成17年度-



各制度の年金種別費用率の推移は、図表2-4-6のとおりである。

また、年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移をみたものが、図表2-4-7である。厚生年金、国共済、地共済では、ここ数年、老齢費用率の構成割合が低下してきているが、私学共済では上昇している。なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表 2-4-6 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
16	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
17	<12.2>	<0.3>	<2.9>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
	10.2	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
16	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
17	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-7 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	58.1	1.0	13.9	65.4	0.7	13.0
15	58.0	0.9	13.8	64.9	0.7	13.1
16	57.5	0.9	14.1	63.1	0.6	13.0
17	57.1	0.9	14.3	62.6	0.6	13.4
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	66.3	0.7	10.4	58.1	0.6	10.2
15	66.7	0.7	10.5	56.1	0.6	9.8
16	64.6	0.7	10.4	56.6	0.6	9.9
17	64.1	0.7	11.1	56.8	0.6	10.0

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

## (3) 総合費用率

平成17年度の総合費用率は、厚生年金が最も高く17.8%、次いで国共済16.7%、地共済16.2%、私学共済11.8%の順となっている（図表2-4-8、2-4-9）。

国共済の総合費用率は、平成15年度まで上昇傾向にあり高い水準で推移してきたが、平成16年度、17年度と2年連続の低下となっている。これには、平成16年度から国共済と地共済の財政単位の一元化に伴う財政調整拠出金制度が導入され、地共済から国共済へ、16年度に708億円（1年度分の2分の1に相当する額）、17年度に1,172億円（1年度分）の財政調整拠出金が拠出されていることが、大きく影響している。この財政調整拠出金により、国共済の実質的な支出が減少し、総合費用率が平成16年度で1.0ポイント程度、17年度で1.7ポイント程度低く抑えられている一方、地共済の総合費用率は16年度で0.3ポイント程度、17年度で0.5ポイント程度高くなっているものと考えられる。

なお、平成15年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになった。このため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成15年度前と以後とでは接続しないことに留意する必要がある。本稿では、過去との比較のため、参考として、平成15年度以降の標準報酬月額ベースでの率も併記している。

総合費用率の推移をみると、各制度とも上昇傾向にある。平成7年度以降でみて上昇幅が大きかったのは厚生年金であり、標準報酬月額ベースでみると、平成7年度の13.7%から平成17年度の21.3%（総報酬ベースでは17.8%）まで、10年間で7.6ポイントの上昇であった。

総合費用率の上昇は、主に分子の「実質的な支出—国庫・公経済負担」が増加する一方で、分母の標準報酬総額が減少する、又は増加しても分子ほど増加しないことによる（図表2-4-10）。分子の「実質的な支出—国庫・公経済負担」の推移をみると、財政調整拠出金収入の影響等で国共済が平成16年度、17年度に減少している以外は、各制度とも年々増加を続けている。平成17年度の対前年度増減率をみると、厚生年金1.4%増、国共済2.4%減、地共済3.7%増、私学共済3.0%増となっている。これに対し、分母の標準報酬総額は、厚生年金1.3%増、国共済0.1%減、地共済1.5%減、私学共済0.9%増である。その結果、平成17年度の総合費用率は、地共済が0.8ポイント、私学共済が0.3ポイント上昇し、厚生年金が横ばい、国共済が0.4ポイント減少するところとなった。

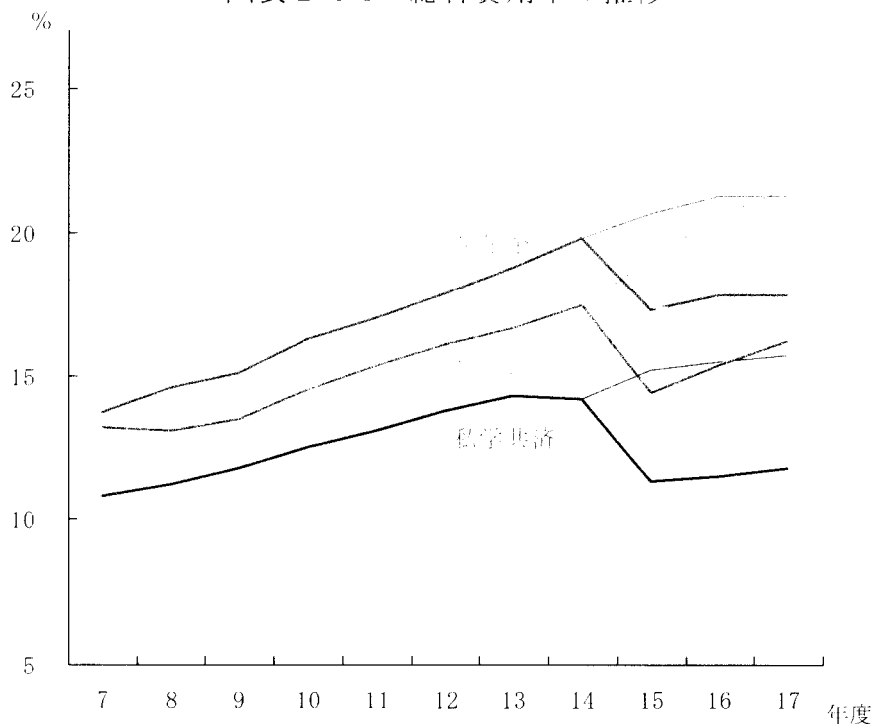
図表 2-4-8 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	17.3	17.4	14.4	11.3
	<20.7>	<23.3>	<19.1>	<15.2>
16	17.8	17.1	15.4	11.5
	<21.3>	<23.0>	<20.6>	<15.5>
17	17.8	16.7	16.2	11.8
	<21.3>	<22.4>	<21.6>	<15.7>
対前年度増減差 (ポイント)				
8	<0.9>	<0.5>	<△0.1>	<0.4>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.4>	<0.6>
10	<1.2>	<0.4>	<1.0>	<0.7>
11	<0.7>	<0.8>	<0.9>	<0.6>
12	<0.9>	<0.6>	<0.7>	<0.7>
13	<0.9>	<0.6>	<0.6>	<0.5>
14	<1.0>	<0.6>	<0.8>	<△0.1>
15	...	...	...	...
	<0.9>	<1.2>	<1.6>	<1.0>
16	0.5	△ 0.3	1.0	0.2
	<0.6>	<△0.3>	<1.5>	<0.3>
17	0.0	△ 0.1	0.8	0.3
	<0.0>	<△0.6>	<1.0>	<0.2>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-4参照。

図表 2-4-9 総合費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。



図表 2-4-10 総合費用率、独自給付費用率の分子、分母

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	対前年度増減率			
					厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%
A 実質的な支出－国庫・公経済負担（総合費用率の分子）								
7	167,090	9,411	22,208	1,774				
8	180,857	9,848	22,486	1,870	8.2	4.6	1.3	5.4
9	193,579	9,926	23,479	2,012	7.0	0.8	4.4	7.6
10	208,061	10,187	25,640	2,164	7.5	2.6	9.2	7.6
11	211,624	10,739	27,287	2,296	1.7	5.4	6.4	6.1
12	221,574	11,350	28,470	2,454	4.7	5.7	4.3	6.9
13	231,240	11,759	29,479	2,570	4.4	3.6	3.5	4.7
14	244,147	11,960	30,775	2,700	5.6	1.7	4.4	5.1
15	252,364	12,334	32,763	2,936	3.4	3.1	6.5	8.7
16	260,875	12,118	34,843	3,033	3.4	△1.8	6.3	3.3
17	264,486	11,822	36,147	3,125	1.4	△2.4	3.7	3.0
B 実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)（独自給付費用率の分子）								
7	120,321	7,662	17,307	1,232				
8	131,444	8,026	17,334	1,305	9.2	4.7	0.2	5.9
9	142,131	8,027	18,132	1,426	8.1	0.0	4.6	9.3
10	152,632	8,137	19,935	1,542	7.4	1.4	9.9	8.1
11	152,801	8,547	21,191	1,627	0.1	5.0	6.3	5.5
12	160,726	8,994	22,002	1,719	5.2	5.2	3.8	5.7
13	169,208	9,354	22,905	1,812	5.3	4.0	4.1	5.4
14	178,173	9,480	24,037	1,911	5.3	1.4	4.9	5.4
15	183,707	9,736	25,725	2,093	3.1	2.7	7.0	9.5
16	189,165	9,331	27,374	2,101	3.0	△4.2	6.4	0.4
17	191,240	9,094	28,868	2,181	1.1	△2.5	5.5	3.8
C 基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)								
7	46,770	1,749	4,901	542				
8	49,413	1,822	5,152	565	5.7	4.1	5.1	4.2
9	51,449	1,898	5,347	586	4.1	4.2	3.8	3.8
10	55,430	2,050	5,705	623	7.7	8.0	6.7	6.2
11	58,823	2,192	6,096	669	6.1	7.0	6.9	7.5
12	60,848	2,356	6,469	735	3.4	7.5	6.1	9.9
13	62,032	2,405	6,574	758	1.9	2.1	1.6	3.1
14	65,974	2,479	6,738	789	6.4	3.1	2.5	4.2
15	68,657	2,599	7,038	842	4.1	4.8	4.4	6.7
16	71,710	2,787	7,469	932	4.4	7.2	6.1	10.6
17	73,246	2,728	7,278	943	2.1	△2.1	△2.6	1.3
D 標準報酬総額（総合費用率・独自給付費用率の分母）								
7	<1,215,248>	<50,431>	<168,207>	<16,431>				
8	<1,235,867>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>
9	<1,281,286>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<3.7>	<1.1>	<1.7>	<1.5>
10	<1,272,631>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<△0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>
11	<1,247,826>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<△1.9>	<0.9>	<0.8>	<1.3>
12	<1,240,660>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<△0.6>	<2.8>	<△0.7>	<1.6>
13	<1,231,930>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<△0.7>	<0.5>	<0.0>	<1.3>
14	<1,233,692>	<54,065>	<175,486>	<19,005>	<0.1>	<△1.0>	<△0.5>	<5.5>
15	1,458,725	71,088	228,236	26,076	...	...	...	...
	<1,219,199>	<52,860>	<171,616>	<19,275>	<△1.2>	<△2.2>	<△2.2>	<1.4>
16	1,468,506	70,717	225,979	26,263	0.7	△0.5	△1.0	0.7
	<1,226,226>	<52,582>	<169,031>	<19,572>	<0.6>	<△0.5>	<△1.5>	<1.5>
17	1,487,083	70,654	222,616	26,495	1.3	△0.1	△1.5	0.9
	<1,242,451>	<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1.3>	<0.3>	<△1.1>	<1.4>

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 地共済の標準報酬総額及び1人当たり標準報酬額は、総報酬ベース若しくは標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

注3 <>は、標準報酬月額ベースの値である。

前述のように、総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると（図表2-4-11）、平成17年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。

なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

図表2-4-11 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>	17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>	17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>	17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>	17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

(厚生年金相当部分に係る総合費用率)

共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。このため、各共済について、職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率をみると(図表 2-4-12、図表 2-4-13)、平成 17 年度では、厚生年金(実績推計)の 18.8% に比べ、国共済は 3.3 ポイント、地共済は 3.9 ポイント、私学共済は 7.8 ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い(換言すると、成熟が進んでいない)ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-12 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

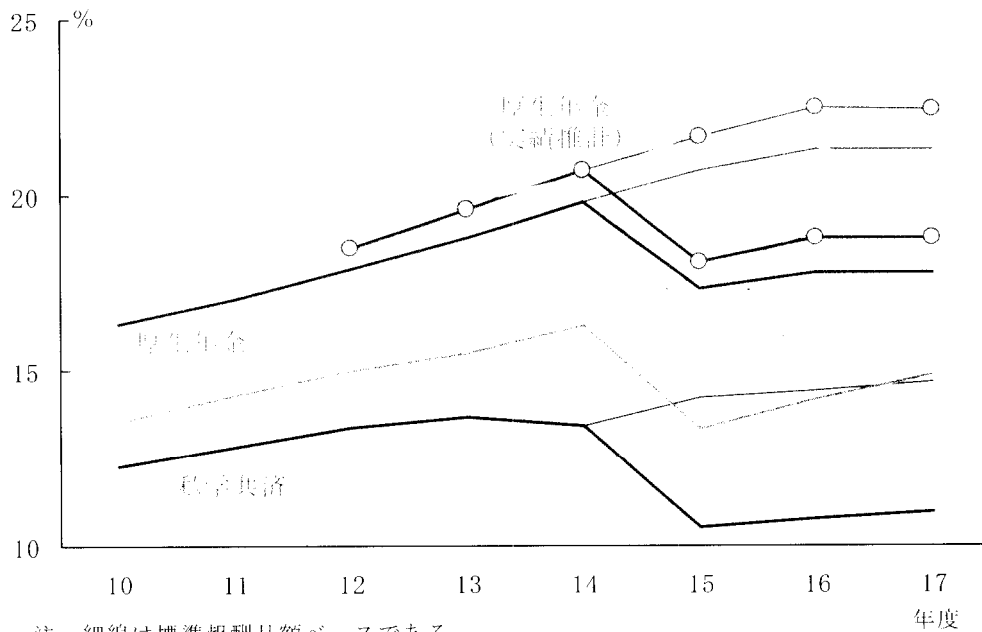
年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
平成	%	%	%	%	%
10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	16.2 <21.7>	13.3 <17.7>	10.5 <14.2>	17.3 <20.7>	18.1 <21.7>
16	15.9 <21.4>	14.2 <18.9>	10.7 <14.4>	17.8 <21.3>	18.8 <22.5>
17	15.5 <20.8>	14.9 <19.8>	11.0 <14.7>	17.8 <21.3>	18.8 <22.5>

注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。

注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。

注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

図表 2-4-13 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

#### (4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成17年度の独自給付費用率は、厚生年金が12.9%、国共済が12.9%、地共済が13.0%と同程度の率となっている一方で、私学共済は8.2%と低くなっている(図表2-4-14、2-4-15)。

対前年度増減差をみると、平成16年度、17年度には、国共済がそれぞれ0.5ポイント、0.3ポイントの低下となっている一方で、地共済はそれぞれ0.8ポイント、0.9ポイントの上昇となっている。これには、国共済、地共済間で、両制度の独自給付費用率を同じにするように「費用負担平準化のための財政調整」が行われていることが影響している。16年度から開始された財政調整(16年度は1年度分の2分の1)が17年度から満年度化しており、これに伴い、17年度の両制度の独自給付費用率は同程度となっている。

基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く4.9%、次いで国共済3.9%、私学共済3.6%、地共済3.3%の順となっている(図表2-4-16、2-4-17)。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる(図表2-2-11、2-1-21)。

平成16年度と比べると、各制度とも横ばいとなっている。

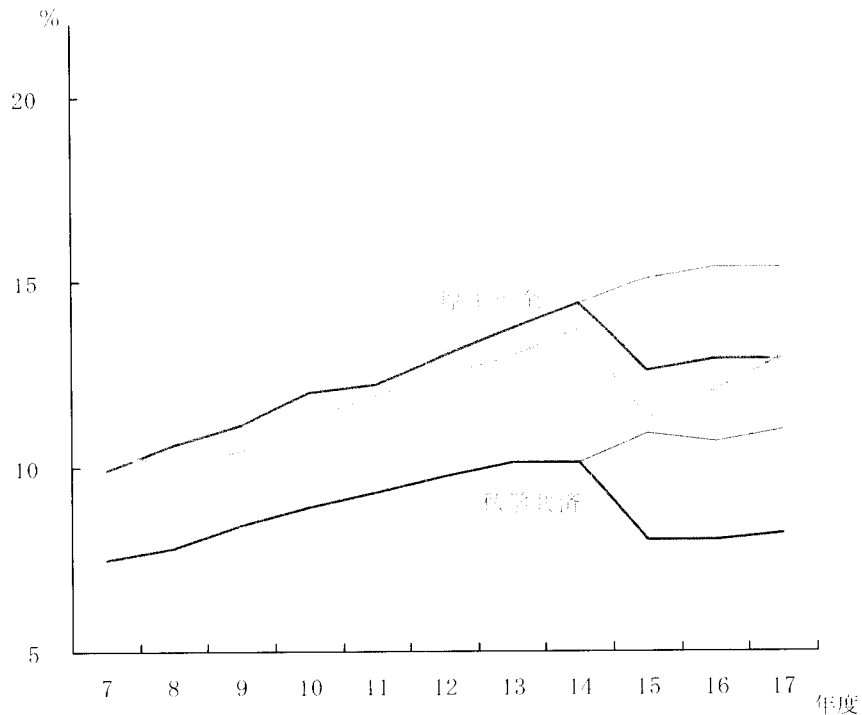
図表 2-4-14 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12.6	13.7	11.3	8.0
	<15.1>	<18.4>	<15.0>	<10.9>
16	12.9	13.2	12.1	8.0
	<15.4>	<17.7>	<16.2>	<10.7>
17	12.9	12.9	13.0	8.2
	<15.4>	<17.2>	<17.3>	<11.0>
対前年度増減差 (ポイント)				
8	<0.7>	<0.4>	<△0.2>	<0.3>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.3>	<0.6>
10	<0.9>	<0.0>	<0.9>	<0.5>
11	<0.2>	<0.7>	<0.6>	<0.4>
12	<0.8>	<0.4>	<0.6>	<0.4>
13	<0.7>	<0.5>	<0.5>	<0.4>
14	<0.7>	<0.4>	<0.7>	<0.0>
15	...	...	...	...
	<0.7>	<0.9>	<1.3>	<0.8>
16	0.3	△ 0.5	0.8	0.0
	<0.3>	<△0.7>	<1.2>	<△0.2>
17	0.0	△ 0.3	0.9	0.2
	<0.0>	<△0.5>	<1.1>	<0.3>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-6参照。

図表 2-4-15 独自給付費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-16 基礎年金費用率の推移

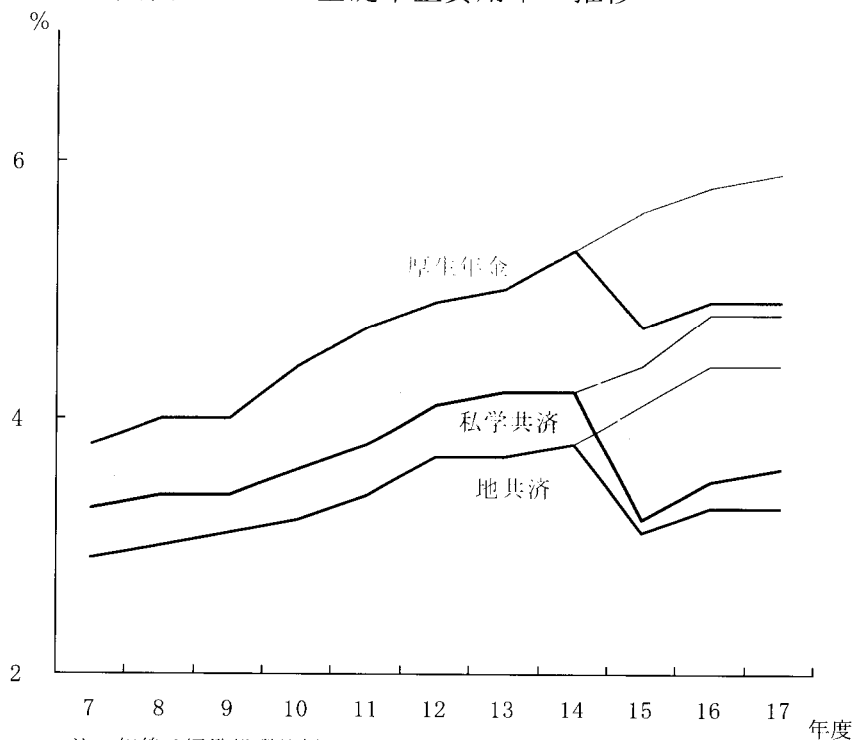
年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
平成7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	4.7	3.7	3.1	3.2
	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
16	4.9	3.9	3.3	3.5
	<5.8>	<5.3>	<4.4>	<4.8>
17	4.9	3.9	3.3	3.6
	<5.9>	<5.2>	<4.4>	<4.8>

対前年度増減差 (ポイント)				
8	<0.2>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
9	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.0>
10	<0.4>	<0.2>	<0.1>	<0.2>
11	<0.3>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
12	<0.2>	<0.2>	<0.3>	<0.3>
13	<0.1>	<0.1>	<0.0>	<0.1>
14	<0.3>	<0.2>	<0.1>	<0.0>
15	...	...	...	...
	<0.3>	<0.3>	<0.3>	<0.2>
16	0.2	0.2	0.2	0.3
	<0.2>	<0.4>	<0.3>	<0.4>
17	0.0	0.0	0.0	0.1
	<0.1>	<△0.1>	<0.0>	<0.0>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-17 基礎年金費用率の推移



## (5) 収支比率 一時価ベースで各制度とも低下

平成17年度の収支比率を簿価ベースで比較すると、厚生年金が最も高く120.8%、次いで国民年金（国民年金勘定）109.0%、国共済93.0%、地共済82.7%、私学共済74.0%の順である（図表2-4-18）。厚生年金と国民年金（国民年金勘定）は収支比率が100%を超えているが、これは、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が、保険料収入と運用収入の合計より多く、積立金の取崩し等、その他の収入により賄っていることを示している。

一方、時価ベースでみると、厚生年金、国民年金を含め全ての制度で100%を下回っている。

図表2-4-18 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	91.0	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
16	123.8	98.3	93.5	86.8	103.1
	[112.7]	[96.9]	[83.1]	[78.6]	[95.6]
17	120.8	93.0	82.7	74.0	109.0
	[90.4]	[79.1]	[55.9]	[65.5]	[87.6]
対前年度増減差（ポイント）					
8	3.4	0.9	0.2	3.1	△13.4
9	1.4	△0.3	0.5	2.2	12.6
10	6.7	5.1	5.5	3.8	3.9
11	4.4	4.3	1.3	2.9	△0.3
12	6.1	4.2	8.1	7.0	4.9
13	6.2	5.9	5.5	4.9	9.0
14	7.5	2.0	6.2	3.8	7.5
	[16.8]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.8	5.0	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.4]	[△22.8]
16	6.6	0.3	4.2	0.6	5.5
	[14.4]	[5.6]	[12.9]	[△4.2]	[9.9]
17	△3.0	△5.3	△10.8	△12.8	5.9
	[△22.3]	[△17.8]	[△27.2]	[△13.1]	[△8.0]

注1 [ ]内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-7参照。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。



収支比率の推移をみると、簿価ベースでは各制度とも上昇傾向にあったが、平成17年度には被用者年金各制度で低下している。また、時価ベースでみると、平成17年度はすべての制度で低下しており、低下幅も大きい。これは、分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」の増加幅が縮小又は減少している一方、分母の「保険料収入＋運用収入」が大幅な増加となったことによる（図表 2-4-10A 欄、2-4-18、2-4-19）。

図表 2-4-19 収支比率の分母（保険料収入＋運用収入）の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	億円	億円	億円	億円	億円
7	242,200	12,529	38,980	3,209	21,435
8	249,767	12,959	39,300	3,199	22,505
9	262,469	13,105	40,721	3,323	22,858
10	258,315	12,609	40,570	3,359	23,084
11	249,384	12,623	42,327	3,413	23,261
12	243,579	12,704	39,211	3,304	22,507
13	237,967 [225,901]	12,356 [11,593]	37,729	3,244	21,800 [20,783]
14	233,105 [204,765]	12,299 [11,887]	36,526	3,254 [2,497]	20,855 [18,587]
15	215,310 [256,657]	12,588 [13,513]	36,676 [46,672]	3,406 [3,545]	21,149 [24,108]
16	210,662 [231,471]	12,328 [12,509]	37,269 [41,935]	3,495 [3,860]	20,398 [22,009]
17	218,882 [292,477]	12,713 [14,937]	43,703 [64,672]	4,225 [4,768]	20,837 [25,931]
対前年度増減率 (%)					
8	3.1	3.4	0.8	△ 0.3	5.0
9	5.1	1.1	3.6	3.8	1.6
10	△ 1.6	△ 3.8	△ 0.4	1.1	1.0
11	△ 3.5	0.1	4.3	1.6	0.8
12	△ 2.3	0.6	△ 7.4	△ 3.2	△ 3.2
13	△ 2.3	△ 2.7	△ 3.8	△ 1.8	△ 3.1
14	△ 2.0 [△9.4]	△ 0.5 [2.5]	△ 3.2	0.3	△ 4.3 [△10.6]
15	△ 7.6 [25.3]	2.4 [13.7]	0.4	4.7 [42.0]	1.4 [29.7]
16	△ 2.2 [△9.8]	△ 2.1 [△7.4]	1.6 [△10.1]	2.6 [8.9]	△ 3.6 [△8.7]
17	3.9 [26.4]	3.1 [19.4]	17.3 [54.2]	20.9 [23.5]	2.2 [17.8]

注1 [ ]内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 私学共済の保険料収入には都道府県補助金を含む。

注4 国共済の時価ベースは、平成10年度12,423億円、11年度13,104億円、12年度11,884億円となっている。